

第5章 計画の実現に向けて

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1. 市や市民等の役割分担 | 9 1 |
| 2. 国・県との連携と府内連携による体制の強化 | 9 2 |
| 3. 効率的・効果的な施策・事業の推進 | 9 2 |
| 4. 第2次都市計画マスタープランの見直し | 9 2 |

第5章 計画の実現に向けて

将来都市像を実現するには、市民や事業者、行政の役割分担を明確にしたうえで、それぞれが連携のもと支え合いながらまちづくりを進めていく必要があります。

1. 市や市民等の役割分担

都市計画の策定や事業をより効率的かつ効果的に推進するためには、市民や事業者及び行政がそれぞれの責務や能力に応じて役割を分担し、相互に支援しあって取り組むことが重要となります。

(1) 市の役割

市は、県の定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）等の広域的な計画を踏まえ、実情に即した地域地区や都市施設の計画決定等を行うとともに、市民ニーズを反映したまちづくりの推進を図るため、市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスターplan）の策定や見直し等に取り組みます。

また、市民と協働によるまちづくりを進めるためには、市民と行政の情報共有や市民参加の仕組みづくりが必要不可欠であることから、市民への情報発信や市民ニーズを把握する広聴体制の充実、また、市民のまちづくりへの参加機会の創出を図ります。

(2) 市民の役割

市民協働によるまちづくりの推進にあたっては、市民自らが居住・活動する地域をより良いものとして創り上げて行く必要があることから、情報を共有して、自治会やコミュニティ、ボランティアなどの諸活動を通じた、積極的なまちづくりへの参画が期待されています。

市民は、都市計画の分野においては、地区計画等の計画策定段階から、自主的に参画して行政と連携したまちづくりを行っていくことが求められます。

(3) 事業者の役割

まちづくりには、専門的知識や活動体制を有する事業者の協力が必要不可欠で

あることから、事業者は、地域の構成員としてまちづくり活動への参画が求められています。

事業者は、地域産業・経済活動だけでなく、まちづくりに対し理解と協力のもと事業者の特性に応じて参画し、市民生活の向上と地域経済の発展を担う社会的責任を認識し、地域社会の一員として市民と信頼に基づいた協力関係を築くとともに、市との連携強化を図りながら積極的にまちづくりを行っていくことが求められます。

2. 国・県との連携と庁内連携による体制の強化

国・県道の整備やひたちなか地区の開発、茨城港常陸那珂港区、海岸、那珂川等の河川整備等の事業の実施にあたっては、国、県、隣接市町村等との連携強化を図って事業を促進するとともに、国や県と対等な立場に立って、様々な施策等に対し協議を行っていきます。

また、まちづくりは、道路や下水道等の都市施設の整備だけにとどまらず、福祉や教育、産業、環境等のソフト的な事業も必要となることから、基盤整備の都市計画分野と他の分野との連携強化を図ってまちづくりを推進します。

3. 効率的・効果的な施策・事業の推進

都市計画事業をはじめとする施設整備などにあたっては、社会情勢や経済動向、市民ニーズ、事業の費用対効果等を踏まえ、優先順位を検討して中期財政計画に位置付け、限られた財源のもと効率的かつ効果的な事業を実施します。

4. 第2次都市計画マスタープランの見直し

第2次都市計画マスタープランについては、必要に応じて見直しを行います。